

（見直しのポイント①）外部バッテリーを充電するための蓄電池を対象品目に追加する

屋外に出ることは困難な場合や、木密地域等住環境によって自家発電機が使用できない場合にも対応できるようにする。

医療保険制度との整合性について

平成24年度の診療報酬改定に伴い、人工呼吸器に必要な回路部品その他附属品（療養上必要な分の外部バッテリー及び手動式肺人工蘇生器含む）に係る費用は人工呼吸器加算の点数に含まれることとなった。

しかし、外部バッテリーを充電するための備品については、対象外であるため、停電が長引いた場合には外部バッテリーを充電する方法を整えている必要性がある。

**対象品目に蓄電池を追加することで、外部バッテリーの充電体制を整えることができる。
また、医療保険制度と相互に補完し合う形となり、利用者の利便性向上に繋がることが期待できる。**

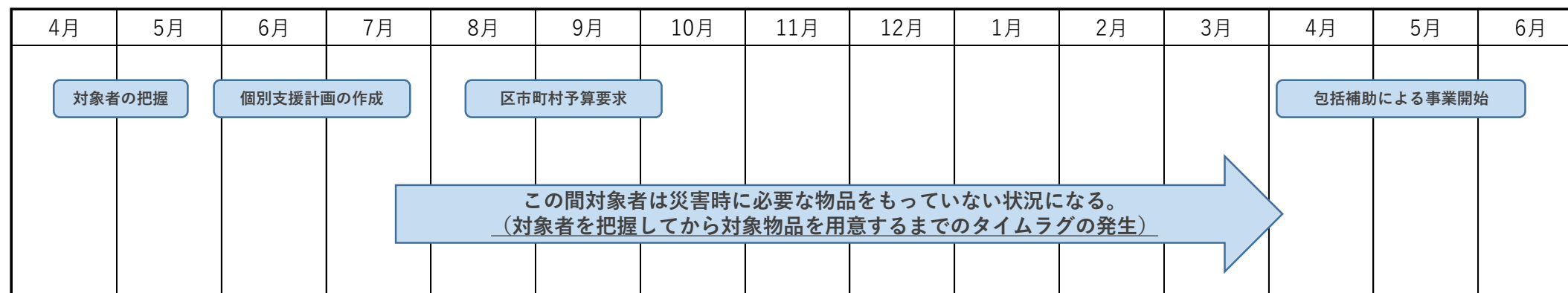
【補助条件を見直す上での留意点】

- ・ 診療報酬の対象となる人工呼吸器に必要な回路部品等にあたるものは対象としない。
- ・ 医療保険だけでなく、優先される他制度による補助、給付、貸付け等の対象となっている設備等は対象としない。

（見直しのポイント②）災害時の個別計画の作成に関わらず、人口規模に応じて補助を行う。

災害時個別支援計画を補助の条件とすると、対象者を把握してから、対象品目を給付（貸与）するまでにタイムラグが発生してしまう。

※事業未実施の区市町村が事業を開始する場合の想定スケジュール



区市町村が対象者を把握するのは、①退院する時に医療機関からの情報提供、②退院後に訪問看護ステーションからの情報提供、③身体障害者手帳の申請、④小児慢性特定疾患療養受領証の申請等のタイミングが想定される。

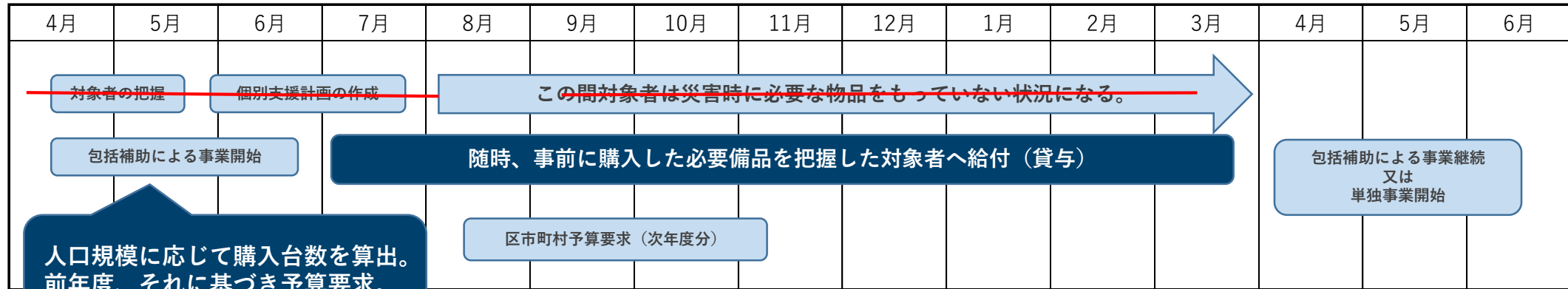
いずれの場合においても現行の補助要件では、長期入院や施設入所を除くと、対象者を把握してから在宅に戻るまでに対象物品を区市町村で用意しておくのが難しいのが現状である。（既に在宅生活を開始している場合も想定される。）

本補助制度の目的は、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者が停電時等に必要とする品目について支援し、在宅療養における安心・安全を確保することであり、対象品目は在宅生活を開始すると同時に必要とされるものである。

⇒ 区市町村には、在宅人工呼吸器使用者が在宅生活を開始する時に給付（貸与）を行うことが求められる。

補助要件を見直し、区市町村が対象者を把握した時に備えて必要物品を用意しておくことができる体制とする。

※事業未実施の区市町村が事業を開始する場合の想定スケジュール



区市町村が必要な設備を事前に整備しておくことができるよう支援することで、必要な方に、必要な物品をタイムラグなく、給付（貸与）できるようになる。

【補助条件を見直す上での留意点】

- ①人口規模に応じた台数以上に在宅人工呼吸器使用者がいる場合には対象者リスト（≠災害時個別支援計画）の提出を求める。
- ②補助を受け購入した対象品目は、管理台帳等で適切に管理することを求める。（購入年度等を把握するため。）